資料１

令和８年度第１回（通算第 22 回）
鶴岡市下水道事業経営審議会

次　第

◇令和 8 年 10 月 29 日（木）
午前 9 時 30 分～
◇鶴岡市ごみ焼却施設
「つるおかエコファイア」3 階　研修室

（委嘱状交付）

１　開　会

２　あいさつ

３　委員紹介　資料２

４　事務局紹介

５　会長・副会長の選出

６ 下水道部の組織及び下水道事業の現状について 資料3

７ 報告･協議
(1) 令和７年度下水道事業決算について　資料４
…下水道事業会計の決算内容について報告

(2) 下水道基本使用料改定について　資料５
…改定内容及び今後の予定について報告

(3) その他

８　その他

９　閉　会　（予定：10 時 40 分）

↓
移動

※　鶴岡浄化センターの見学　（予定：11 時 00 分～）

資料2

鶴岡市上下水道事業経営審議会委員名簿

【令和8年10月1日～令和10年9月30日】

	氏名	区分	所属団体　役職等
1	平　智	1	山形大学名誉教授
2	三木　潤一	1	東北公益文科大学 公益学部長
3	八須　匡和	1	鶴岡工業高等専門学校 准教授
4	原田　洋	1	東北税理士会鶴岡支部 前支部長
5	小野寺　茂	2	鶴岡市町内会連合会 副会長
6	加藤　勝	2	鶴岡市自治振興会連絡協議会 鶴岡市三瀬地区自治会会長
7	佐藤　律子	2	鶴岡市社会福祉協議会 地域福祉課長
8	佐藤　友行	2	鶴岡商工会議所 常議員
9	丸山　絢子	2	鶴岡市総合計画審議会 委員
10	髙山　千代子	2	藤島地域振興懇談会 委員
11	佐藤　潤到	2	羽黒地域自治振興会連絡協議会 会長
12	佐藤　順	2	櫛引区長会 理事
13	進藤　享	2	朝日地域自治会連絡協議会 副会長
14	齋藤　多作	2	温海地域自治会長会 副会長
15	小羽　博寄	2	公募委員

※区分1は学識経験者、2は使用者代表

○鶴岡市下水道事業経営審議会条例

資料2-1

平成２８年３月２４日

条例第２１号

（設置）

第１条　下水道事業（鶴岡市下水道事業の設置等に関する条例（平成１７年鶴岡市条例第２４６号）第１条の下水道事業をいう。以下同じ。）の円滑な経営を図るため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、鶴岡市下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（一部改正〔令和７年条例３７号〕）

（所掌事項）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、下水道事業の経営に関する事項を調査審議する。

（一部改正〔令和７年条例３７号〕）

（組織）

第３条　審議会は、委員２０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 公共下水道、集落排水処理施設又は浄化槽（市が設置したものに限る。）の使用者

（一部改正〔令和７年条例３７号〕）

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　審議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、下水道部において処理する。

（一部改正〔令和７年条例３７号〕）

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年８月１日から施行する。

（鶴岡市水道事業経営審議会条例等の廃止）

２　次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 鶴岡市水道事業経営審議会条例（平成１８年鶴岡市条例第１０号）

(2) 鶴岡市下水道使用料等審議会条例（平成１９年鶴岡市条例第２６号）

附　則（令和７年１２月１９日条例第３７号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

６．下水道部組織体制と業務概要

資料3-1

鶴岡市下水道担当部局組織体制および業務分担

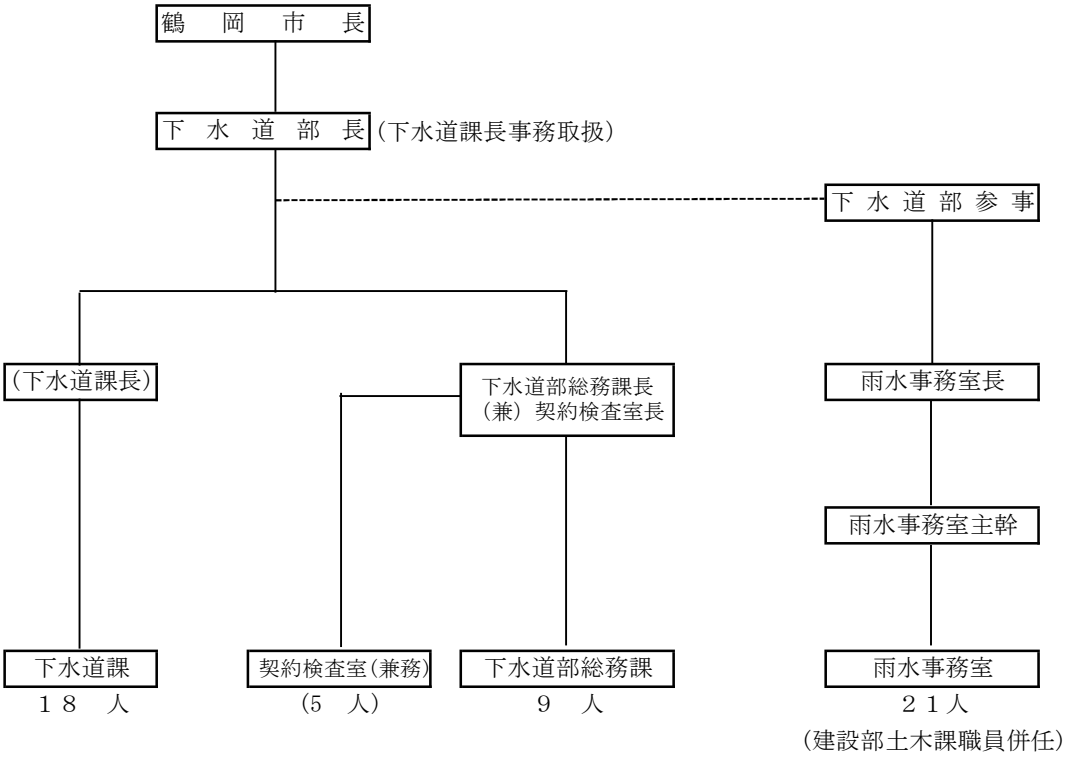

課・室　名	主　な　業　務　内　容
下 水 道 課	国等の交付金・補助金の調整及び申請に関すること。 汚水処理施設整備構想策定に関すること。 下水道法事業計画策定に関すること。 下水道事業に係る都市計画決定及び認可申請に関すること。 集落排水事業の事業採択申請に関すること。 下水道等の管渠整備に関すること。 下水道施設等の管理計画策定に関すること。 下水道等の管渠改築更新及び維持管理に関すること。 下水道等の管路施設台帳の整備に関すること。 公共下水道処理施設及び中継ポンプ場等の整備・改築更新及び維持管理に関すること。 集落排水処理施設の整備・機能強化及び維持管理に関すること。 公共下水道及び集落排水の処理施設台帳の整備に関すること。 浄化槽に関すること。 事業場排水の規制及び指導に関すること。 汚水の処理・処分及び下水道資源等の有効利用に関すること。
総務課	職員の任免、給与、分限に関すること。 公印の管理、文書管理、規程の審査に関すること。 経営及び財政計画の策定に関すること。 予算・決算、出納に関すること。 指定下水道工事店に関すること。 下水道事業等の普及促進及び啓発に関すること。 受益者負担金等の賦課・徴収に関すること。 排水設備工事の補助金及び融資あっせんに関すること。 部内の庶務及び他課の主管に属さない事務に関すること。
契約検査室	入札、契約、検査、指名審査委員会事務に関すること。
雨水事務室	雨水施設の事業計画に関すること。 雨水施設工事の設計・監督に関すること。

資料No. 3-2

下水道事業の現状

下水道部　下水道課

資料No. 3-2

下水道事業の現状

1．下水道普及率と未普及対策

下水道普及率（令和8年３月31日現在）96.5％　整備面積4,630ha
令和10年年度の概成を目指す

2．効率的な経営

①　アセットマネジメント

昭和４７年に事業着手、昭和55年5月に鶴岡処理区の一部供用開始
適切な時期に適切な維持管理を行うことで経費の削減を図る。

②　施設の統廃合

今後老朽化、維持管理費の増加、人口減少に対応するため、小規模処理場を統合し、コスト縮減を図る。

③　管路の包括委託

約1,000ｋｍに及ぶ管路の維持管理を効率的に行うため、民間の技術力を活用する。職員不足に対応。

汚水処理施設整備計画

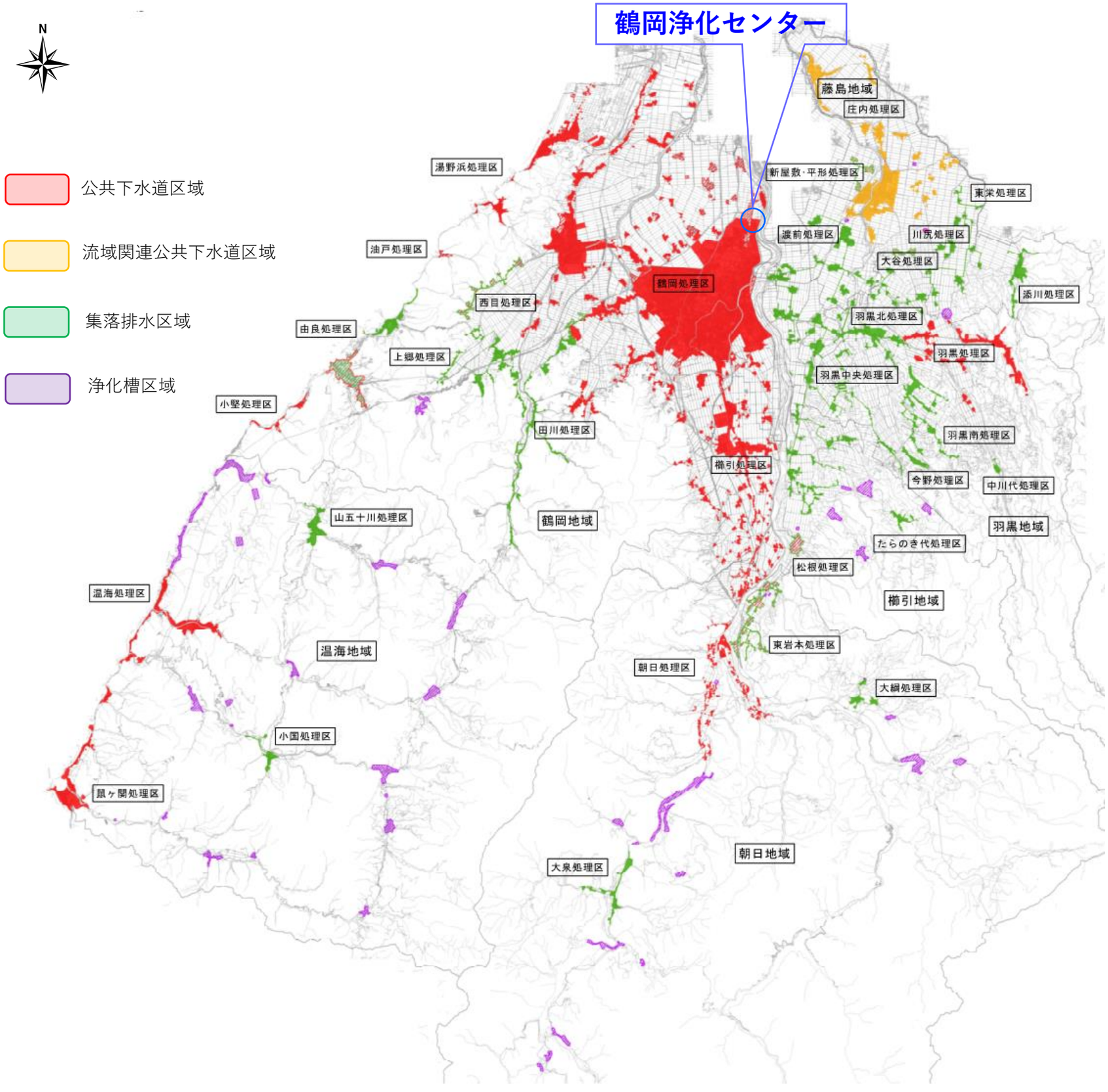

（公共下水道：８処理区）
- 鶴岡処理区
- 湯浜処理区
- 小堅処理区
- 羽黒処理区
- 櫛引処理区
- 朝日処理区
- 温海処理区
- 鼠ヶ関処理区

（流域関連公共下水道：１処理区）
- 庄内処理区（藤島）

（集落排水の処理施設：２２処理区）
- 上郷処理区
- 田川処理区
- 由良処理区（三瀬地区を含む）
- 西目処理区
- 川尻処理区
- 新屋敷平形処理区
- 大谷処理区
- 渡前処理区
- 添川処理区
- 東栄処理区
- 羽黒中央処理区
- 羽黒北部処理区
- 中川代処理区
- 今野処理区
- 羽黒南部処理区
- 松根処理区
- たらのき代処理区
- 東岩本処理区
- 大泉処理区
- 大網処理区
- 山五十川処理区
- 小国処理区

下水道事業実施地区（管路施設）

全域
老朽化・地震対策
施設点検調査
不明水調査

公共下水道区域（特環含む）
公共下水道区域（流域下水道）
農業集落排水区域
漁業集落排水区域

※着色箇所は整備済み区域

七窪
未普及対策

小淀川（谷地田）
未普及対策

大山
未普及対策

油戸
未普及対策

三瀬
未普及対策

上中下清水
未普及対策

日枝（こまぎパークタウン）
未普及対策

宝田・栄（ＤＢ）
未普及対策

宝田
未普及対策

新屋敷・平形
処理施設統廃合

東栄（川尻）
処理施設統廃合

渡前（羽黒北部）
処理施設統廃合

大宝寺
未普及対策

本図は現在事業中の地区です。

（事業種別）	（事業認可面積）	（整備面積）	（整備率）	（普及率）
・公共下水道	3,916.7ha	3,295.4ha	84.1%	
・集落排水	1,389.5ha	1,334.8ha	96.1%	
・浄化槽	ー ha	ー ha	ー %	
・合計	5,306.2ha	4,630.2ha	87.3%	96.5%

鶴岡市公共下水道　栄・京田地区、西郷地区（面野山）　汚水管渠整備事業（ＤＢ方式）

【栄・京田北工区】
面積41ha　管渠14km
事業期間 R2～R7

【京田南工区】
面積33ha　管渠10km
事業期間 R2～R7

【宝田・栄工区】
面積59ha　管渠14km
事業期間 R6～R10

面野山 R6
平田 R6
豊田 R6
福田 R5
林崎 R5
荒井京田 R5
安丹 R4
覚岸寺 R4
水上 R4
高田 R4
西京田 R5
北京田 R4
中野京田 R3
平京田
馬場添 R8
小京田 R8
中京田 R9
湯野沢 R9
播磨 R9
野中 R8
文下 R7
宝田 R7
本田 R3
西工業団地
鶴岡浄化センター
鶴岡駅

県道５０号
国道７号（三川バイパス）
一般国道7号
青龍寺川
安丹川
赤川
13号幹線
12号幹線

凡例
幹線

【凡例】
地区名
工事着手年度

【全体概要】
・事業期間（予定）
令和 2年～令和10年

測量・設計	令和 2年～令和 6年
工事	令和 3年～令和10年

・整備面積　**約133ha**
・整備延長　**約38km**

鶴岡市公共下水道　栄・京田地区、西郷地区（面野山）　汚水管渠整備事業（ＤＢ方式）

【 市メリット】	従来方式による発注	DB方式による発注	**評価**
整備コスト	約52億円	約47億円	**約5億円　9%削減**
工期	11年間	9年間	**2年短縮**
発注の効率化	設計　13業務発注 工事　19工事発注	設計　3業務発注 工事　3工事発注	**大幅な発注数削減**

【地元企業メリット】	**評価**
施工技術の活用・向上	**ノウハウや技術を活用した設計・施工が可能** **地元の設計・施工業者の技術力向上に期待できる**
工期	**閑散期(4～7月)を含めて通年施工が可能**
地域経済活性化	**安定的な仕事の確保・雇用促進を図ることができる**
地域との連携	**長期的に地域との関係を築きスムーズな施工が可能**

処理施設の統廃合

1　事業の目的

　老朽化が進む処理施設について、流入水量予測による適正な施設規模へのダウンサイジングや経済的に有利となる処理施設の統廃合により、コスト縮減と施設の最適化を図っていきます。
　処理施設の統廃合については、鶴岡市生活排水処理施設整備基本構想で流域下水道への接続や公共下水道と集落排水施設の接続、集落排水施設間の接続など経済的に有利となる処理区を計画しており、今後13処理区の統廃合を実施していきます。

2　統廃合計画

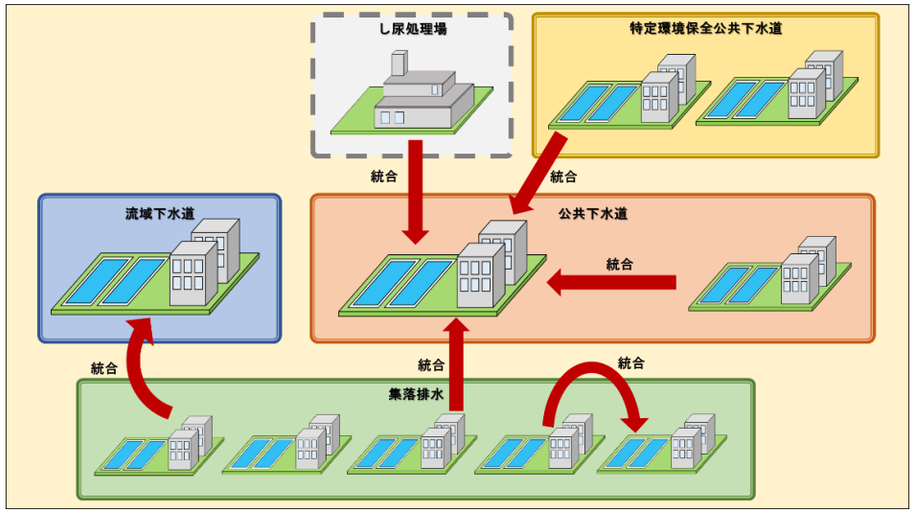

統廃合の概念図

統廃合計画概略図

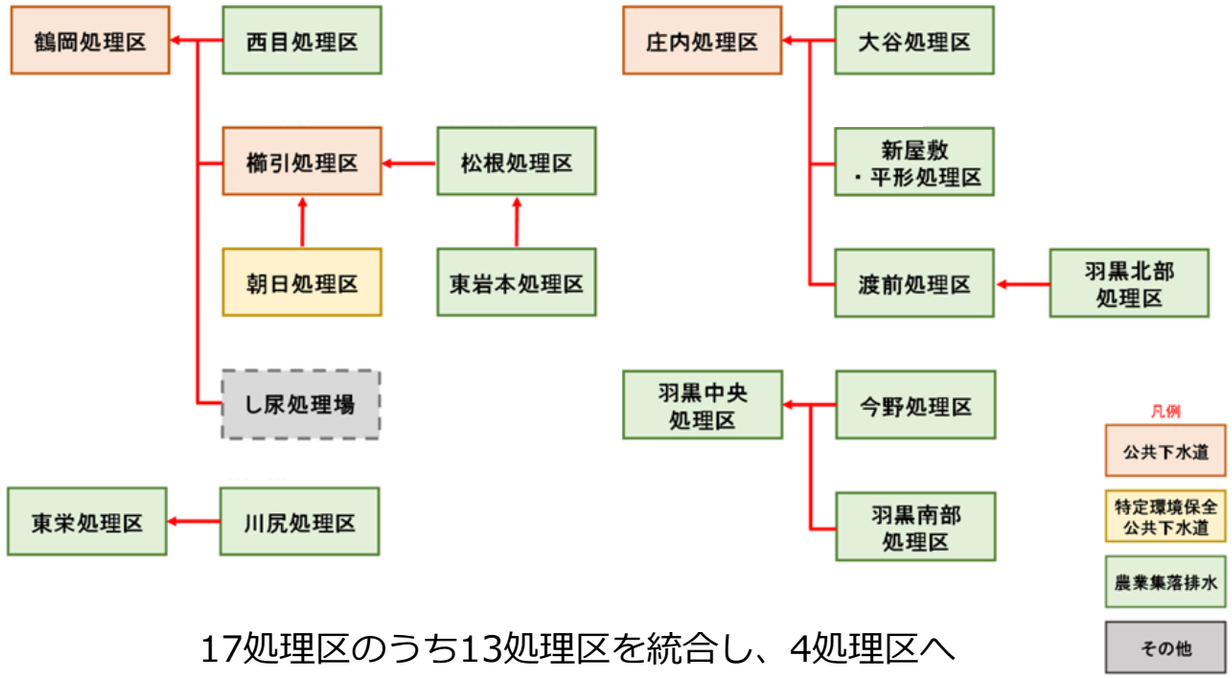

17処理区のうち13処理区を統合し、4処理区へ

3　既設処理区（12処理施設）統合による効果

接続元	接続先	存続した場合の事業費 ① 年価 （千円/年）	統合した場合の事業費 ② 年価 （千円/年）	総額事業費の差 ③=(②－①) 年価 （千円/年）
西目	鶴岡	10,086	4,728	-5,358
櫛引/朝日/松根/東岩本	櫛引	127,596	36,694	-90,902
渡前/羽黒北部	庄内	29,226	18,477	-10,749
今野	羽黒中央	3,936	1,861	-2,075
羽黒南部	羽黒中央	10,443	2,912	-7,531
川尻	東栄	7,416	1,601	-5,815
大谷	庄内	4,569	1,802	-2,767
新屋敷平形	庄内	7,105	2,473	-4,632
計		200,377	70,548	-129,829

鶴岡市下水道管路施設等及び処理施設包括的維持管理業務（ウォーターＰＰＰの実現に向けて）

1　下水道事業におけるウォーターＰＰＰの取組み

■ウォーターＰＰＰとは
下水道、水道、工業用水道において、維持管理、修繕、更新工事を民間連携に移行するための方式をいう。

■包括民間委託レベル
レベル１　職員が直接維持管理
レベル２　点検・調査、清掃、修繕、緊急対応を個々に委託発注
レベル３　点検・調査、清掃、修繕、緊急対応をまとめて委託発注
※本市の現状はレベル３（令和4～8年度管路包括委託）

今後、国の交付金を活用し、更新工事等を実施する場合の交付要件
レベル3.5　ウォーターＰＰＰ(管理・更新一体マネジメント方式)
※本市の現状+更新工事・更新計画策定(原則10年契約)

■期待される効果
①財政健全化
行財政改革における現状の管路包括委託では年間13,200千円の業務委託料削減を見込んでいるが、ウォーターＰＰＰに移行することで同等以上の業務委託料の削減が見込まれる。

②行財政改革推進・総合計画推進
包括的民間委託については、内部評価により業務委託料の縮減や下水道事業の健全経営と効率的な運営についての取組みが認められると評価を受けた。また、下水道課の時間外については管路包括委託の実施前と比較し、年間1,000時間程度の削減されている。

2　令和9年度導入に向けた取組み方針

※ 令和9年度からの第2期包括的維持管理業務は以下の方針により取組む。

(1) 現在の「下水道管路施設」及び「処理場」それぞれにおいてウォーターＰＰＰ要件を充足させ包括的維持管理を実施する。

(2) 汚水管の改築(更新)は現状どおり市独自により実施し、「更新計画案」ストックマネジメント計画策定(改定)を対象としたウォーターＰＰＰレベル3.5を選択し実施する。

(3) 下水道との他分野連携による集落排水施設及び浄化槽の維持管理は、第3期目となる令和19年度の一本化に向け継続し調整を進める。

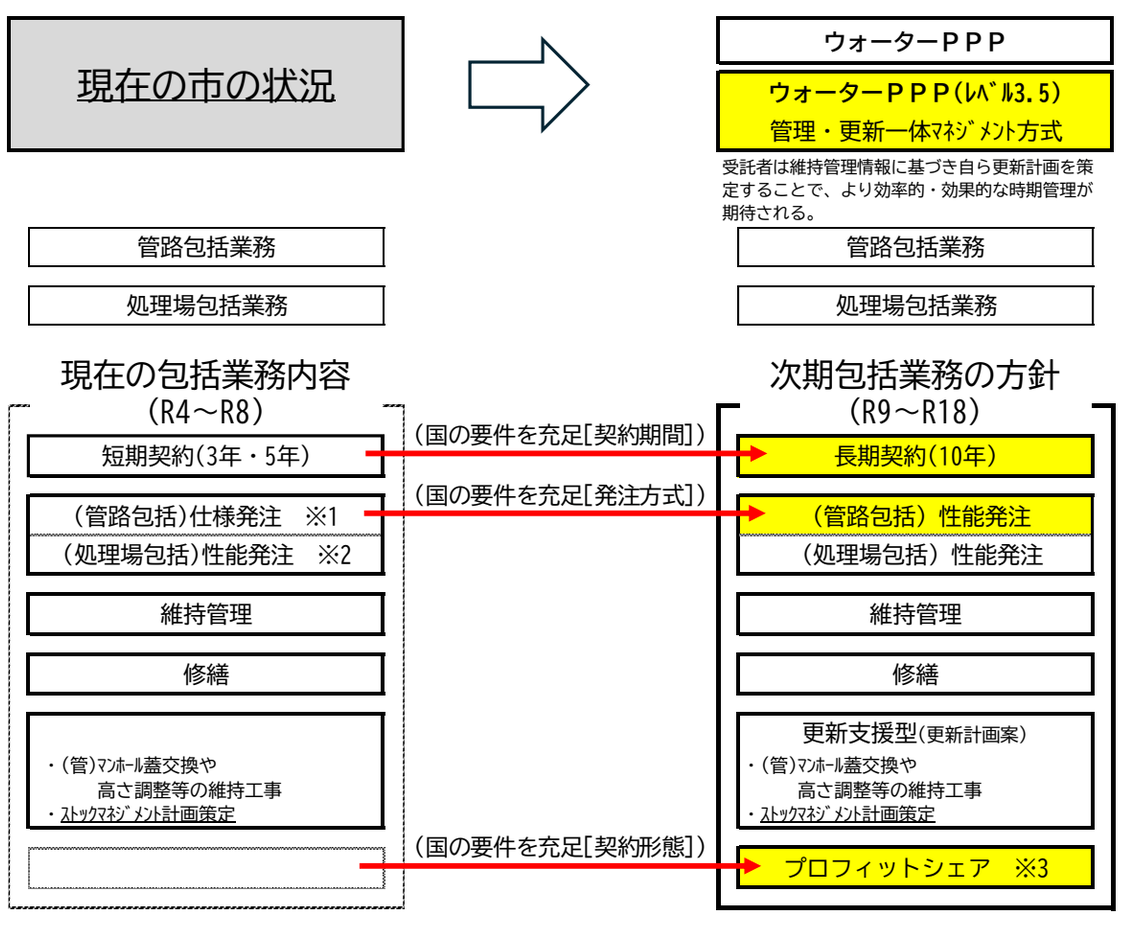

鶴岡市の下水道

鶴岡市下水道部
下水道課

整備状況（R8.3.31現在）

○公共下水道
- ・浄化センター　8ヵ所
- ・中継ポンプ場　9ヵ所
- ・マンホールポンプ場　263ヵ所

○市設置型浄化槽　415ヵ所

○集落排水
- ・浄化センター　22ヵ所
- ・マンホールポンプ場　180ヵ所

鶴岡市民のうち、96.5%が下水道などを利用

鶴岡浄化センター

事業区分：公共下水道
供用開始：S55.5.1
排除方式：分流式
処理方法：標準活性汚泥法
計画人口：74,600人
処理能力：37,000㎥/日
（R7平均：27,197㎥/日）

⇨ 下水汚泥が
毎日約10トン発生



鶴岡市公共下水道処理場・ポンプ場等包括的維持管理業務

鶴岡市下水道部
下水道課

業務目的

- 改築に係る国の交付金要件となる「ウォーターPPP」を導入
- 処理場・ポンプ場・新汚泥資源化施設の維持管理を包括委託
- 受注者の有する技術力の発揮及び創意工夫の促進
- 維持管理の効率化及び下水道サービス提供体制の安定化

事業概要

- 対象施設：

◆処理場　8箇所　（鶴岡、湯野浜、小堅、羽黒、櫛引、朝日、温海、鼠ヶ関）
◆ポンプ場 3箇所　（切添、新形、大山）

- 履行期間

◆令和9年4月1日　～　令和19年3月31日

- 事業スキーム

◆包括委託レベル3.0からレベル3.5（更新支援型）へ移行
◆施設運転維持管理を担う地元企業、ストックマネジメント計画策定を担う下水道コンサルタントによるグループ構成
◆下水道コンサルタントによる地元企業の支援
◆受注者によるセルフモニタリング、市による履行監視

導入効果

- ｽﾄｯｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ計画策定業務を含め一括発注、業務範囲の拡大
- 長期契約、性能発注による裁量・自由度の向上
- 下水道ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄから技術情報の共有

市のメリット

- 施設・設備の調査コスト縮減
- 発注、産廃管理等の事務負担軽減
- 維持管理の効率化
- 下水道サービス提供体制の安定化

受注者のメリット

- 業務の効率化
- 長期の受注、雇用
- 創意工夫の促進、技術力向上

業務範囲

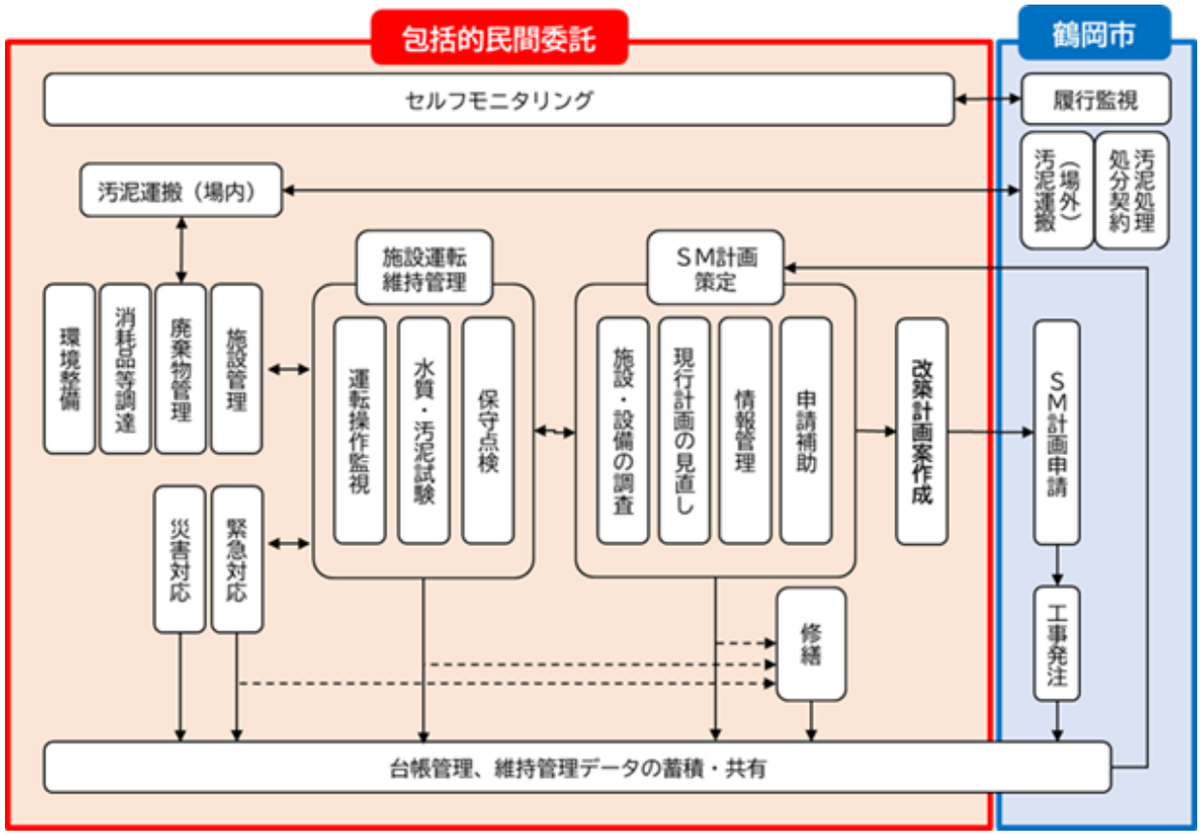

実施スケジュール

項　目		R8 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	R9	…	R18
事業者選定	実施方針の公表	■	■													
	公告、事業者選定			■	■	■										
	契約交渉・締結						■	■	■							
維持管理										準備期間				■	■	■
履行監視														■	■	■

食文化創造都市鶴岡のBISTRO下水道

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

消化ガス発電事業



◆汚泥処理で発生する消化ガスを活用
◆約470世帯分の電力を発電
◆CO2削減量1500トン

発電余剰熱の農業利用



◆発電の余剰熱を活用
◆真冬でも室温20℃を維持
◆冬季は小松菜やほうれん草、夏季はキュウリやトマトを栽培

藻類培養によるアユ養殖



◆処理水を用いて藻類を培養
◆藻を工サに混合してアユを養殖
※6月～9月下旬

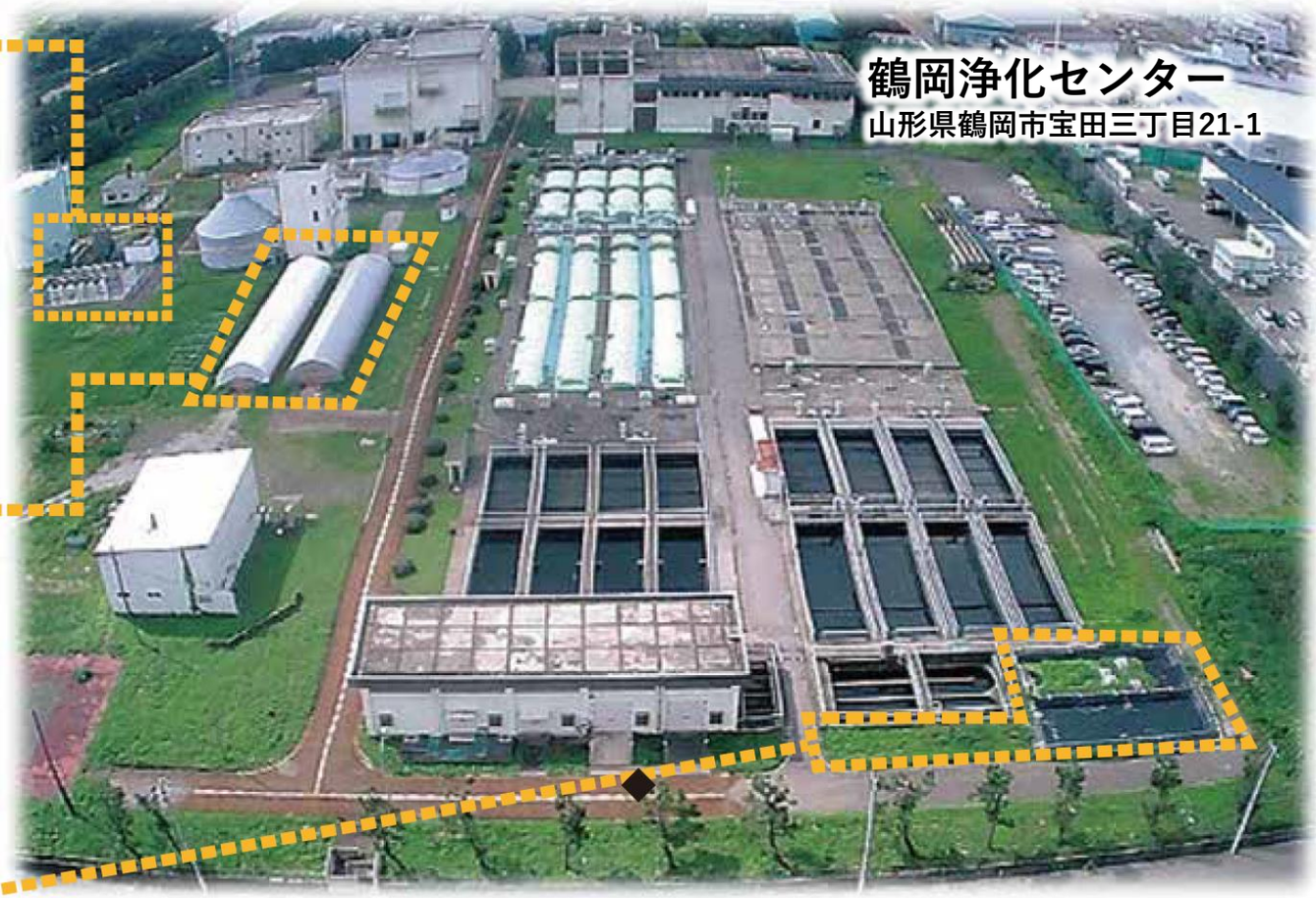

鶴岡浄化センター
山形県鶴岡市宝田三丁目21-1

その他の取り組み

◆コンポストの生産（鶴岡市コンポストセンター）
◆高タンパク飼料作物の栽培（山形大学農学部農場）
◆やせた土地の地力回復（鶴岡市藤島地域）
◆処理水かんがいによる飼料用米栽培（鶴岡市羽黒地域）

見学時間など

開場時間／8：30～17：15
見学時間／約1時間(説明＋施設見学)

施設見学
お問い合わせ

鶴岡市下水道部下水道課
〒997-0819
山形県鶴岡市のぞみ町2-10
TEL.0235-25-5860
FAX.0235-24-7033
E-Mail
joka@city.tsuruoka.yamagata.jp

資料５

令和9年4月分から

下水道基本使用料を改定します

～安定した下水道サービスを次世代につなぐために～

鶴岡市の下水道は、今後、人口減少等による使用料収入の減少、物価高騰等による維持管理経費の増加などにより、 現行の使用料水準のままでは支出が収入を上回ると見込まれます。
これからも安心して下水道をご利用いただくため、下水道基本使用料を改定します。

下水道事業の運営

下水道事業は、次のイラストのように
下水道使用料を資金とし、運営しています。

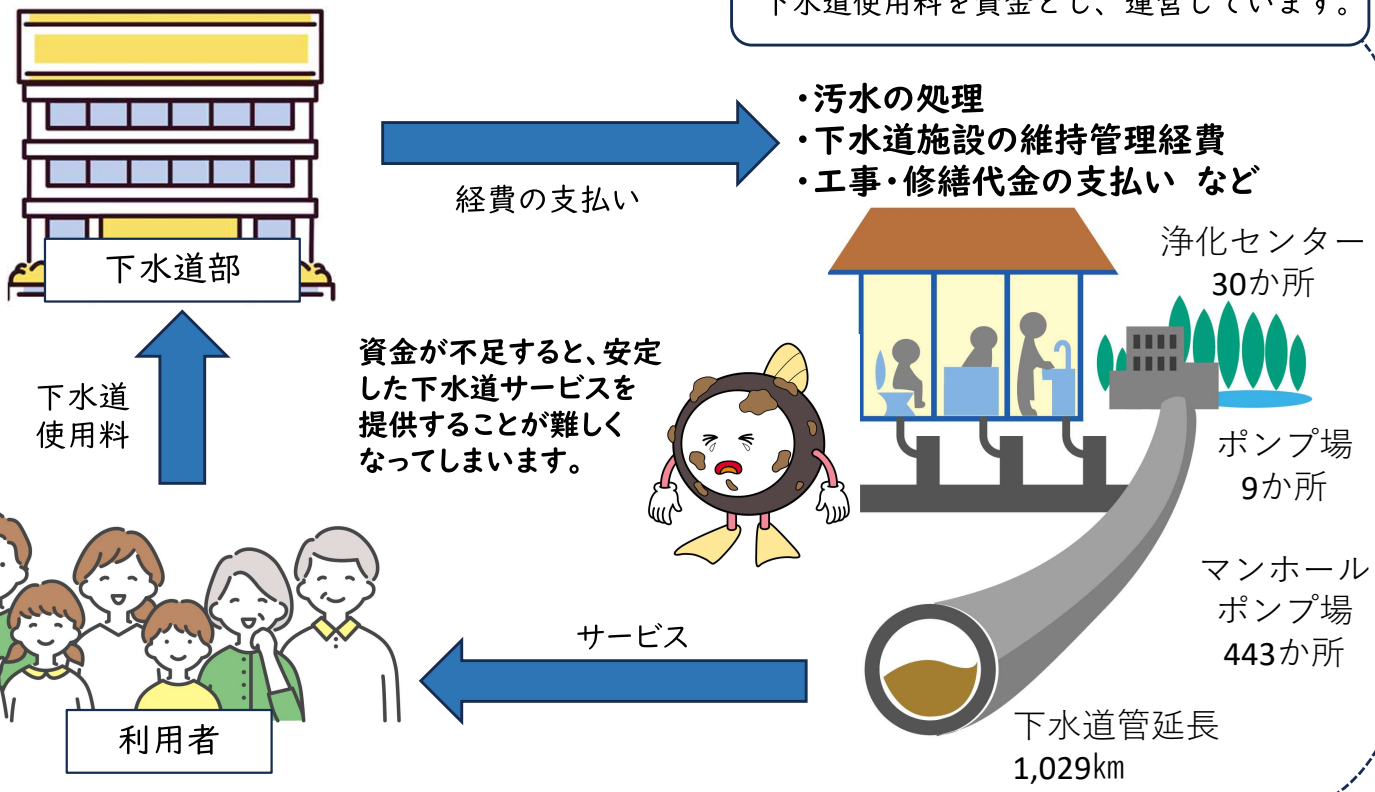

新しい下水道使用料（税込み）

基本使用料を一律２２０円（税込み）値上げさせていただきます。
従量使用料はそのまま変わりません。

下水道使用料の計算イメージ

１か月に25㎥（立方メートル）使用した場合

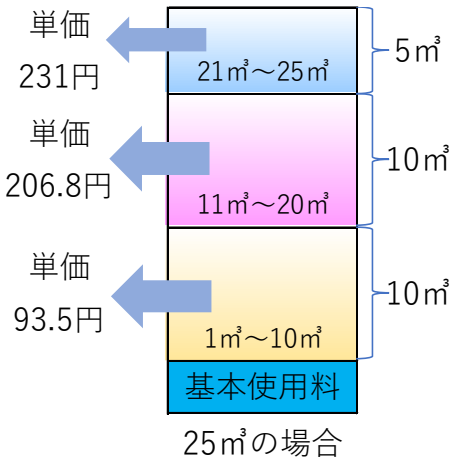

区　　分		公共下水道 集落排水		浄化槽	
		変更前	改定後	変更前	改定後
基本使用料 ※220円引き上げ		880円	1,100円	220円	440円
従量使用料（１㎥につき） ※変更なし	１㎥～ １０㎥	93.5円			
	１１㎥ ～ ２０㎥	206.8円			
	２１㎥ ～ ３０㎥	231円			
	３１㎥ ～ ５０㎥	250.8円			
	５１㎥ ～ １００㎥	276.1円			
	１０１㎥ ～ ５００㎥	308円			
	５０１㎥ ～	321.2円			

なぜ値上げが必要なのですか？



維持管理経費の増加に対応するため

労務単価の上昇や物価高騰などの経済情勢により、施設の修繕や委託料、電気料などの維持管理経費が増加しています。

公営企業として独立採算で経営を行うため

汚水処理に必要な経費が下水道使用料で賄えていません。
一般会計からの基準外繰入金に頼らない自立的な事業運営を目指します。

施設の更新や耐震化を計画的に進めていくため

下水道事業は昭和47年度からはじまり、法定耐用年数50年を超える管路が増加しています。今後、更新や耐震化を計画的に進めていくための経費が必要です。



下水道の管路などをきちんと管理しないと、道路の陥没などの事故につながります！マンホールポンプなどの施設が壊れると汚水が逆流するかも！

値上げ以外にどんな工夫をしているの？

自主財源の確保に努めています。

- 間伐材を利用したマンホールコースターの販売
- マンホール蓋に公告を掲載（広告収入）
- 下水処理をする際に発生する消化ガスを発電業者に販売
- 中古マンホール蓋の販売

また、下水道施設の統廃合による維持管理経費の削減なども実施しています。

いつから新料金になりますか？

令和9年4月分から
（納付期限が5月末までの分）
新料金が適用されます。

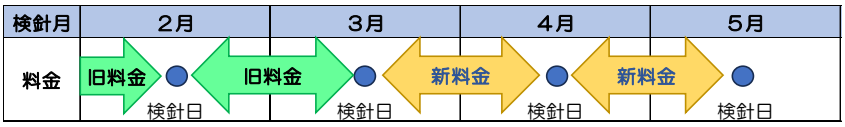

どうして基本使用料だけ改定するの？

施設を維持・管理するために必要な経費は、汚水の処理量にかかわらず必要となります。
そのため、今回は基本使用料のみを改定し、従量使用料（汚水処理量に応じてお支払いいただく料金）は据え置くことにしました。

下水道使用料早見表（消費税込み）

使用水量	使用料 公共下水道 集落排水 改定前	公共下水道 集落排水 改定後	浄化槽 改定前	浄化槽 改定後	使用水量	使用料 公共下水道 集落排水 改定前	公共下水道 集落排水 改定後	浄化槽 改定前	浄化槽 改定後	使用水量	使用料 公共下水道 集落排水 改定前	公共下水道 集落排水 改定後	浄化槽 改定前	浄化槽 改定後
0㎥	880円	1,100円	220円	440円	17㎥	3,262円	3,482円	2,602円	2,822円	34㎥	7,196円	7,416円	6,536円	6,756円
1㎥	973円	1,193円	313円	533円	18㎥	3,469円	3,689円	2,809円	3,029円	35㎥	7,447円	7,667円	6,787円	7,007円
2㎥	1,067円	1,287円	407円	627円	19㎥	3,676円	3,896円	3,016円	3,236円	36㎥	7,697円	7,917円	7,037円	7,257円
3㎥	1,160円	1,380円	500円	720円	20㎥	3,883円	4,103円	3,223円	3,443円	37㎥	7,948円	8,168円	7,288円	7,508円
4㎥	1,254円	1,474円	594円	814円	21㎥	4,114円	4,334円	3,454円	3,674円	38㎥	8,199円	8,419円	7,539円	7,759円
5㎥	1,347円	1,567円	687円	907円	22㎥	4,345円	4,565円	3,685円	3,905円	39㎥	8,450円	8,670円	7,790円	8,010円
6㎥	1,441円	1,661円	781円	1,001円	23㎥	4,576円	4,796円	3,916円	4,136円	40㎥	8,701円	8,921円	8,041円	8,261円
7㎥	1,534円	1,754円	874円	1,094円	24㎥	4,807円	5,027円	4,147円	4,367円	41㎥	8,951円	9,171円	8,291円	8,511円
8㎥	1,628円	1,848円	968円	1,188円	25㎥	5,038円	5,258円	4,378円	4,598円	42㎥	9,202円	9,422円	8,542円	8,762円
9㎥	1,721円	1,941円	1,061円	1,281円	26㎥	5,269円	5,489円	4,609円	4,829円	43㎥	9,453円	9,673円	8,793円	9,013円
10㎥	1,815円	2,035円	1,155円	1,375円	27㎥	5,500円	5,720円	4,840円	5,060円	44㎥	9,704円	9,924円	9,044円	9,264円
11㎥	2,021円	2,241円	1,361円	1,581円	28㎥	5,731円	5,951円	5,071円	5,291円	45㎥	9,955円	10,175円	9,295円	9,515円
12㎥	2,228円	2,448円	1,568円	1,788円	29㎥	5,962円	6,182円	5,302円	5,522円	46㎥	10,205円	10,425円	9,545円	9,765円
13㎥	2,435円	2,655円	1,775円	1,995円	30㎥	6,193円	6,413円	5,533円	5,753円	47㎥	10,456円	10,676円	9,796円	10,016円
14㎥	2,642円	2,862円	1,982円	2,202円	31㎥	6,443円	6,663円	5,783円	6,003円	48㎥	10,707円	10,927円	10,047円	10,267円
15㎥	2,849円	3,069円	2,189円	2,409円	32㎥	6,694円	6,914円	6,034円	6,254円	49㎥	10,958円	11,178円	10,298円	10,518円
16㎥	3,055円	3,275円	2,395円	2,615円	33㎥	6,945円	7,165円	6,285円	6,505円	50㎥	11,209円	11,429円	10,549円	10,769円

問合せ先　鶴岡市下水道部総務課　☎0235-23-7731　受付時間　8：30～17：15（土・日・祝日・年末年始を除く）